

環地温発第060720001号
平成18年7月20日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長 殿

環境事務次官

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
交付要綱の一部改正について（通知）

標記補助金の交付については、平成18年3月30日付け環地温発第060330002号本職通知「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱」により行われているところではありますが、今般、交付要綱の一部を別添のとおり改正し、平成18年度予算から適用することとしたので通知します。

なお、貴管下区市町村に対しては、貴職より周知願います。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）（以下「補助金」という。）の交付については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、地方公共団体が行う地球温暖化対策事業（代エネ・省エネに係るものに限る。以下同じ。）に対し、必要な経費を国が補助することにより、地方公共団体による地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「代エネ・省エネ」とは、天然ガス、水素、アルコール、太陽熱、地中熱、廃熱その他のエネルギーであって石油に代替することによりエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するもの及びエネルギーの使用の合理化をいう。
- （2）「エコハウス」とは、温室効果ガスの排出の抑制に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進等のための施設をいう。
- （3）「次世代低公害車」とは、燃料電池自動車、ジメチルエーテル自動車及び水素自動車をいう。
- （4）「代エネ・省エネ自動車」とは、電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- （5）「燃料等供給施設」とは、電気自動車に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充てんする施設をいう。
- （6）「学校エコ改修」とは、学校施設において二酸化炭素排出削減効果を有する改修や機器導入を効果的に組み合わせたものをいう。

（補助の対象）

第4条 環境大臣及び地方環境事務所長（以下「大臣等」という。）は、第2条の目的を達成する以下の事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣等が認める経費（以下「補助対象経費」という。）を交付対象とし、補助金を交付する。

（1）地方公共団体率先対策補助事業

ア エコハウス整備事業

地方公共団体が、代エネ・省エネ技術の見学・体験が可能で、環境学習や普及啓発の場として活用できるエコハウスを、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、以下「法」という。）第24条に規定する都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の施設として整備する事業

イ 対策技術率先導入事業

（ア）対策技術率先導入事業

地方公共団体が、法第21条に規定する地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画に基づき地方公共団体の施設・設備として代エネ・省エネ施設又は設備を整備する事業（（イ）及び（ウ）に掲げる事業を除く。）

（イ）学校への燃料電池導入事業

地方公共団体が、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に燃料電池コージェネレーションシステム（熱電併給システム）を導入する事業

（ウ）次世代低公害車普及事業

地方公共団体が実施する次世代低公害車導入事業

ウ 低公害（代エネ・省エネ）車普及事業

地方公共団体が実施する代エネ・省エネ自動車導入事業及び燃料等供給施設の整備事業

（2）地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業

地方公共団体が設立している学校に対して、二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、代エネ機器導入等を最も効果的に組み合わせた施設を整備する事業

（3）事業の実施に関して必要な細目は、（1）ア並びにイ（ア）及び（イ）の事業にあつては環境省地球環境局長、（1）イ（ウ）及びウの事業にあつては同省水・大気環境局長、（2）の事業にあつては同省総合環境政策局長が別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定基準）

第5条 この補助金の交付額は次により算出するものとし、この場合の額は消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とする。

（1）前条（1）ア及びイ並びに（2）の事業

ア 別表1の1の第2欄に掲げる基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表2を参照すること。

イ アにより選定された額と、事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（2）前条（1）ウの事業

別表1の2の第2欄に掲げる区分毎に第3欄に掲げる対象経費の支出額を合計した額から、寄付金その他の収入を控除した額と第4条（3）の実施要領で定める基準額とをそれぞれ比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて算出した額とする。なお、補助対象経費の内容については別表2を参照すること。

ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（3）前2号により算出された額の合計額を交付額とする。

（交付決定額の下限）

第6条 補助金の額を算出した結果、交付額が6,000千円に満たない場合は交付決定を行わないものとする。ただし、交付の対象事業が第4条（1）イ（イ）、（ウ）又はウに掲げる事業のみの場合は、この限りでない。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 適化法第26条第1項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を地方環境事務所長が行う場合

補助事業者は、第4条(1)ア、イ(ア)、(ウ)、ウの事業について申請する場合には様式1による申請書を地方環境事務所長に提出して行うものとする。

(2) (1)以外の場合

補助事業者は、様式1による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、当該消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 この補助金の交付決定は、様式2による交付決定通知書を地方公共団体に送付するものとし、その際は次に掲げる条件が付されるものとする。

(1) 大臣等は、交付の決定を行うに当たっては、交付の申請により当該補助金に係る補助事業における仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等相当額」という。))について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

(2) 大臣等は、交付の申請がなされた全ての補助事業について、当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(3) 事業内容の変更(第4条(1)イ(ウ)、ウに掲げる事業については、用途、燃料等供給施設の能力の変更(当初能力の能力判断値の10%以内の変更を除く。))をする場合には、様式4による申請書を大臣等に提出して承認を受けなければならない。

(4) 別表1の1の第1欄に定める各区分、第3欄に定める対象経費及び別表1の2の第2欄に定める各種目相互間の経費の配分の変更又は、別表1の1と別表1の2の間の各区分の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の20%以内の変更を除く。))をする場合には、様式4による申請書を大臣等に提出して承認を受けなければならない。

ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続きをもって、これに替えるものとする。

(5) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、様式5による申請書を大臣等に提出して承認を受けなければならない。

(6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式6による報告書を大臣等に提出して、その指示を受けなければならない。

ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(7) 補助対象事業の経理に当たっては、当該補助対象事業以外の事業を厳に区別して行うものとし、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については予算及び決算との

関係を明らかにした様式 8 又は 9 による補助金調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式 1 0 により速やかに大臣等に報告しなければならない。

なお、大臣等は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

- (9) 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(申請の取り下げ)

第 9 条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して 1 5 日以内にその旨を書面で大臣等に申し出なければならない。

(変更申請手続)

第 10 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、様式 3 による申請書を速やかに大臣等に提出して行うものとする。

(標準処理期間)

第 11 条 大臣等は、第 7 条又は第 1 0 条に定める交付申請が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣等の要求があったときは、遅滞なく様式 1 1 による状況報告書を大臣等に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 13 条 この補助金の実績報告は、事業の完了した日 (補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日) から起算して 1 か月以内又は、翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに様式 7 による報告書を大臣等に提出して行わなければならない。

- 2 補助事業者は、第 7 条ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 大臣等は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式 1 2 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 2 0 日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、補助事業者が議会の議決を必要とする場

合で、かつ本文の期限により難い場合その他やむを得ない事情がある場合には、補助事業者の申請に基づき補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣等が別に定める日以内とすることができる。

- 4 大臣等は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣等は、第8条第5項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適化法、施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣等の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 大臣等は、前項規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣等は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第四号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を越える機械及び重要な器具とする。

- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、環境大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式13による財産処分承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

(提出書類の経由)

第18条 補助事業者が都道府県以外の場合は、第7条から第10条まで及び第13条の規定により大臣等に提出する書類は、都道府県知事を経由してこれを行わなければならない。

(その他)

第19条 特別の事情により第5条、第7条、第9条、第10条及び第13条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ大臣等の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

(附則)

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成18年7月20日から施行する。

別表 1 の 1

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
エコハウス整備事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
対策技術率先導入事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。燃料電池を導入する場合にあっては、上記の経費及びリース経費。
学校への燃料電池導入事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費、リース経費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
次世代低公害車普及事業	環境大臣が必要と認めた額	次世代低公害車として設計、製造された自動車を導入するものであって、リースによる導入に必要なリース経費
地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表 1 の 2

1 区分	2 種 目	3 対 象 経 費
1 代 エ ネ ・ 省 エ ネ 自	(1)電気自動車	既存の自動車を改造して製造したものにあっては、 車体・シャーシ改造費 原動機・蓄電池購入及び同取付費 制動部改造及び取付費 電装品及び関連機器並びに同取付費 検査関連業務費 設計費 諸費用

自動車導入費

	<p>とする。</p> <p>電気自動車として、設計、製造されたものにあつては、同種の一般の自動車との差額とする。なお、リースによる導入にあつては、既存の自動車をリースしたものと、改造して製造したものととの差額とし、電気自動車として設計・製造されたものにあつては、同種の一般の自動車をリースしたものととの差額とする。</p>
<p>(2)天然ガス自動車 (圧縮天然ガス及び液化天然ガス)</p>	<p>既存の自動車を改造して製造したものにあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 車体・シャーシ改造費 エンジン改造及び取付費 ボンベ又はタンク購入及び同取付費 制動部改造及び取付費 天然ガス配管及び関連機器並びに同取付費 検査関連業務費 設計費 諸費用 <p>とする。</p> <p>天然ガス自動車として、設計、製造されたものにあつては、同種の一般の自動車との差額とする。なお、リースによる導入にあつては、既存の自動車をリースしたものと、改造して製造したものととの差額とし、天然ガス自動車として設計・製造されたものにあつては、同種の一般の自動車をリースしたものととの差額とする。</p>
<p>(3)ハイブリッド自動車</p>	<p>既存の自動車を改造して製造したものにあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 車体・シャーシ改造費 補助機関（電動機又は油圧モーターに限る）購入及び同取付費 制動部改造及び取付費 配線又は配管及び関連機器並びに同取付費 検査関連業務費 設計費 諸費用 <p>とする。</p> <p>ハイブリッド自動車として、設計、製造されたものにあつては、同種の一般の自動車との差額とする。なお、リースによる導入にあつては、既存の自動車をリースしたものと、改造して製造したものととの差額とし、ハイブリッド自動車として設計・製造されたものにあつては、同種の一般の自動車をリー</p>

		スしたもののとの差額とする。
2 燃料等 供給施設 整備費	(1)充電施設	受電設備、蓄電池電源設備、配線、キャノピー及びこれらに関連する設備の本工事費、付帯工事費、調査費、初期調整費、事務費
	(2)天然ガス充てん施設 (圧縮天然ガス)	受電設備、構内ガス導管、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、サクシヨンスナッバー、冷却散水ポンプ及び貯水槽、付属配管、制御装置、障壁、柵・塀、キャノピー、及びこれらに関連する設備の本工事費、付帯工事費、調査費、初期調整費、事務費
	(3)天然ガス充てん施設 (液化天然ガス)	液化ガス受入設備、貯槽、液化ガス払出設備、気化器、付臭設備、自然蒸発ガス処理設備、熱量調整装置、受電設備、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、サクシヨンスナッバー、冷却散水ポンプ及び貯水槽、付属配管、制御装置、障壁、柵・塀、キャノピー、及びこれらに関連する設備の本工事費、付帯工事費、調査費、初期調整費、事務費

別表 2

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費	<p>工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。</p> <p>工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、水道光熱電力料(工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用</p>

			料)、機械器具損料(工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。)をいう。
	(間接工事費) 共通仮設費		以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理、安全施設に要する費用
	現場管理費		請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
	一般管理費		請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
	付帯工事費	付帯工事費	土地造成、搬入道路工事等の施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。
	調査費		工事を施工するために必要な調査、測量及び試験等に要する費用
	初期調整費		施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費
事務費	事務費		事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6 . 5 %
2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条（3）の規定に基づき、同条（1）ア、イ（ア）及び（イ）の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の主体

各事業における施設及び設備の整備主体は、別表の第1欄に掲げる区分毎に第2欄に掲げるとおりとする。

3 事業の実施方法等

（1）地方公共団体率先対策補助事業

エコハウス整備事業

施設及び設置場所の要件

ア 施設において、地域の特性を考慮した複数の温暖化対策技術が取り入れられていること（断熱材は、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用していないものに限る。）。

また、当該技術はその普及率の向上が見込まれるものであること。

イ 施設において、当該技術の普及の促進に資する見学・体験が可能であるとともに、施設の利用等により温暖化対策の普及啓発を図ることが可能であること。

ウ 設置場所については、地域の利用者が十分に見込まれる場所であること。

利用状況の把握

予め利用計画を策定するとともに、当該計画に基づき、利用者数等の利用状況を把握し、定期的に公表するものであること。

維持管理

ア 施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

イ 施設の使用に際して料金を徴収する場合は、維持管理費の範囲内の金額を設定すること。

対策技術率先導入事業

（1）対策技術率先導入事業（（2）に掲げる事業を除く。）

対象事業

補助の対象となる事業は、地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に規定する都道府県及び市町村の事務及び事業に関する実行計画（新規策定又は改定後3年以内の実行計画に限る。）に基づき、代エネ・省エネに係る施設・設備を整備する事業であって、下表の左欄の対象施設・設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、整備する施設・設備はその普及率の向上が見込まれ、かつ、当該施設・設備を導入することにより地域住民等に対する地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。

また、申請に当たっては、事業による地域住民等への波及効果の事業評価を行うこと。

対象施設・設備	対象の条件
(1) 代替エネルギー設備	
ア．太陽光発電	太陽電池出力が20 kW以上であるもの。
イ．風力発電	発電出力が500 kW以上であるもの。
ウ．燃料電池	発電出力が1 kW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
エ．バイオマス発電	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、発電効率が20%以上（低位発熱量基準）であるもの。
オ．バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、省エネルギー率が15%以上であるもの。
カ．バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。
キ．バイオエタノール利用	使用する化石燃料の省エネルギー率が10%以上であるもの。
ク．地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50 kW以上であるもの。
ケ．その他の代替エネルギー利用設備	アからクに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備で、二酸化炭素削減率10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円以下であるもの。
(2) 省エネルギー設備	以下の要件を満たすもの。 （ア）庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの、又は、新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 （イ）二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円以下であるもの。

備考

- 1．「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
- 2．「省エネルギー率」とは、従来システムによる年間エネルギー使用量に対する年間エネルギー使用削減量の割合とする。
- 3．「エネルギー回収率」とは、原料の発熱量及びバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合とする。
- 4．「二酸化炭素削減費用」とは、補助金額を耐用年数を通じた二酸化炭素の総削減量で除した値。

5. 「二酸化炭素削減率」とは、従来システムによる年間二酸化炭素排出量に対する年間二酸化炭素排出削減量の割合とする。

維持管理

ア 施設・設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

イ 地域住民等による施設・設備の見学等を可能にすることなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備により生産したエネルギー量等のデータを記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(2) 学校への燃料電池導入事業

施設及び設置場所の要件

燃料電池は、設置場所における電力需要量、給湯等熱エネルギー需要量の変化等を勘案し、適切な規模とすること。

維持管理

燃料電池は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

温室効果ガスの削減量の把握等

燃料電池の発電電力量及び給湯熱エネルギー発生量その他のデータを記録するとともに、燃料電池の導入に伴う温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

附則

この実施要領は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

(1) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業

(2) 生ごみ利用燃料電池等普及促進事業

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

(1) 再生可能燃料利用促進補助事業

(2) 地域協議会対策促進事業

(3) 余剰エネルギー連携利用設備補助事業

附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

別表

1 区 分	2 主 体

エコハウス整備事業	地方公共団体
対策技術率先導入事業	地方公共団体

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）

低公害（代エネ・省エネ）車普及事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条ウに定める低公害（代エネ・省エネ）車普及事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「低公害車」とは、電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- (2) 「電気自動車」とは、電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した検査済自動車をいう。
- (3) 「天然ガス自動車」とは、圧縮天然ガスを原動機の燃料として用いる検査済自動車をいう。
- (4) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び補助機関（電動機又は油圧モーターに限る。）を原動機として搭載した検査済自動車のうち、走行条件に応じて当該補助機関の出力を利用する機構を有するものをいう。
- (5) 「燃料等供給施設」とは、電気自動車に充電する施設、天然ガス自動車に圧縮天然ガスを充てんする施設をいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの（以下「地方公共団体等」という。）の長とする。

4 事業の内容

事業の内容は、要綱第4条に掲げる低公害車の導入（購入（改造を含む。）又はリース）及び燃料等供給施設の設置とする。

なお、維持管理経費及び登録諸費用、燃料等供給施設の設置のための用地費については、この補助金の交付対象外とする。

5 交付の対象

(1) 交付の対象

要綱第2条の目的を達成するため、その実施する低公害車の導入事業、燃料等供給施設を整備する事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、交付要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 交付の対象となる事業の要件

この補助金の交付の対象となる事業は、次の要件を満たすものであること。

- ア．地方公共団体等の業務（委託業務を含む。）のうち、低公害車を導入する業務又は燃料等供給施設を整備する業務であること。
- イ．燃料等供給施設を整備する業務については、地方公共団体が行うもののうち、地方公共団体が出資して設立された団体が行うものを除く。
- ウ．補助対象車両となる車種は、営業用乗合自動車に限る（ただし、平成16年度の当該補助事業において補助金交付を受け導入したリース車両についてはこの限りではない。）。
- エ．事業のうち燃料等供給施設の設置については、営業用乗合自動車に燃料を供給するものであること。

6 交付対象事業の制限

- (1) この補助金は、低公害車及び燃料等供給施設の導入に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。
- (2) 別表に掲げる区分に応じた基準額と補助対象経費の実支出額とをそれぞれ比較して、少ない方の額を選定する。
- (3) リースによる導入の場合、1ヶ月未満のリース期間が生じる場合は、その部分は切り捨てることとする。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度に交付決定した事業であっては、なお従前の例による。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
対策技術率先導入事業のうち
次世代低公害車普及事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条イ（ウ）に定める次世代低公害車普及事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、原動機として燃料電池（燃料の化学反応により直接電気を発生させるもの。）のうち水素を燃料とするもの又は水素を燃料とする燃料電池と蓄電装置によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車をいう。
- (2) 「ジメチルエーテル自動車」とは、ジメチルエーテルを液化した状態で搭載し、これをディーゼルエンジンの燃料として用いる検査済自動車をいう。
- (3) 「水素自動車」とは、水素を燃料とした内燃機関を原動機として搭載した検査済自動車（補助的に水素以外の燃料を併用できるものを含む。）をいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの（以下「地方公共団体等」という。）の長とする。

4 事業の実施方法等

- (1) 事業の内容は、地方公共団体等が実施する業務（委託業務を含む。）のうち、要綱第4条に掲げる次世代低公害車を導入する業務とする（ただし、リースによる導入に限る。）。なお、維持管理経費及び登録諸費用については、この補助金の交付対象外とする。
- (2) 要綱第2条の目的を達成するため、その実施する次世代低公害車の導入事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、交付要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- (3) 次世代低公害車は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであることとする。

5 交付対象事業の制限

- (1) この補助金は、次世代低公害車の導入に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。
- (2) 1ヶ月未満のリース期間が生じる場合は、その部分は切り捨てることとする。

附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体） 交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条（3）の規定に基づき、同条（2）の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、学校施設等に関する地球温暖化対策を進め、これを活用した環境教育の推進を図ることを目的とする。

2 事業の主体

地方公共団体

3 事業期間

事業期間は、原則、平成17年度開始事業にあつては平成17年度から平成19年度の3ヵ年、平成18年度開始事業にあつては平成18年度から平成20年度の3ヵ年とする。

4 事業採択

（1）二酸化炭素削減効果の見積もり

補助金交付を希望する地方公共団体は、改修の計画に基づく二酸化炭素削減量を見積もり環境省に提出すること。

（2）事業の採択

以下の観点から有識者の意見を聴いて事業の採択を行う。

二酸化炭素削減効果が高いものであること。

学校の改修を行うハード事業と環境教育を行うソフト事業を組み合わせた事業の効果が高いものであること。

その他事業の実施を効率的かつ有効的に実施できるものであること。

5 事業の実施方法等

（1）事業の実施方法

住民、事業者、行政等の関係者を含む研究会等を設置し、当該研究会等において、調査・研究等を実施し、その結果に基づいて改修の計画及び設計等を実施すること。

（2）対象事業

地方公共団体の設置する学校施設における改修等の事業であつて、地域の特性を考慮した複数の地球温暖化対策技術が取り入れられていること。なお、断熱材を使用する場合は、ノンフロン断熱材とすること。

（3）維持管理

改修した学校施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

（4）温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備の改修、改善等により削減されたエネルギー量等のデータを記録し、温室効

果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 環境教育の実施

改修対象施設等を活用して、児童生徒、住民及び事業等の幅広い主体の参加を得て、当該学校施設等を活用した環境教育を実施すること。

附則 この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。